

令和7年度「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」 募集要領

1. 募集の趣旨

高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化により、住宅の確保が難しい世帯への対応が全国的な課題となっています。制度や担当部局だけでは対応が難しいケースも多く、地域の関係機関による連携体制の構築が求められています。

こうした中で設置が進められているのが、地方公共団体の住宅・福祉部局が、地域の不動産関係団体、福祉関係団体、居住支援法人等と連携し、設立される居住支援協議会です。居住支援協議会は、関係機関・団体等が継続的に連携・協働しながら、地域の資源をつなぎ、総合的・包括的な支援体制の整備を進めるための「つながりの場」として位置づけられています。こうした仕組みを通じて、必要なときに適切な機関と連絡・相談を行い、互いの専門性を活かしながら、課題の解決と支援の実施を円滑に進めることが可能となります。（「居住支援協議会の手引き」P18を参照）

令和6年に改正された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」により、令和7年10月からは市区町村による協議会設置が努力義務となります。あわせて、すべての市町村において実効性のある居住支援体制を整備する必要性が、各種計画や検討会において繰り返し強調されています。

一方で、住宅や福祉にまたがり、官民で連携する必要がある課題を、市区町村が単独で担うのは困難です。制度の理解や関係機関との調整などを一から進めるには、人員や経験の不足が大きな壁となります。そのため、広域的な視点や関係機関とのネットワークを持つ都道府県が、複数の市区町村の状況を俯瞰しながら、調整・支援を行う体制を構築することが重要です。都道府県が市区町村の実情に寄り添いながら後押しすることで、取組が着実に進み、地域全体の支援体制の整備が進むことが期待されます。

現在（令和7年3月時点）、47都道府県および117市区町村において、広域連携を含む155の協議会が設置されていますが、庁内調整や関係機関の巻き込みに課題を抱える地域も少なくありません。実効性の高い居住支援協議会にするためには、誰と、どのように合意形成を進めるかといった設立段階でのプロセスを丁寧に積み重ねていくことが不可欠です。

こうした課題に対応するため、関係者との合意形成や手順の整理に不安を抱える都道府県や都道府県居住支援協議会、市区町村を対象に、取組みフェーズに応じた「伴走支援」を実施いたします。

なお、令和7年度は、市区町村の協議会設立を短期的な成果とは位置づけず、都道府県が市区町村と連携しながら、地域の課題や支援ニーズを把握し、対応方針を整理・蓄積していくことに重点を置いています。都道府県の支援基盤を強化することで、将来的な協議会設立の裾野を広げ、持続的な地域支援体制の構築につなげていくことを目指します。

2. 応募部門と対象

本プロジェクトは、以下の2つの部門に分かれており、応募主体と条件が異なります。

部門名	応募主体	応募要件
① 都道府県・市区町村協働部門	都道府県または都道府県居住支援協議会 ＋市区町村（連名必須）	※下記2つの条件を満たしていること ・都道府県等が市区町村の取組に伴走し、域内に展開可能なノウハウを蓄積する意向があること ・市区町村が協議会設立を検討・希望していること
② 都道府県基盤整備部門	都道府県または都道府県居住支援協議会	・都道府県等が居住支援の理解を深め、市区町村の取組意欲を醸成したい意向があること

【採択予定数】：両部門を合わせて6団体程度

※なお、市区町村単独での応募についても別途、募集（若干数）する予定です。募集詳細については、6月上旬にお知らせします。

3. 支援内容

本プロジェクトでは、採択団体に対して以下のような支援を実施します。

- ▶ 分析・課題整理支援
 - ・ 都道府県の体制や、市区町村の現状分析・課題整理に関する助言
 - ・ 地域の実態把握やニーズ調査に関する助言
- ▶ 居住支援に係る制度理解・実務知識の習得支援
 - ・ 国土交通省・厚生労働省等による制度説明
 - ・ 有識者・先行自治体職員等による実務に関する講義
- ▶ 関係構築・調整支援
 - ・ 市区町村への支援方法についての助言
 - ・ 関係機関・団体との合意形成に向けた助言
 - ・ 都道府県庁内（住宅部局・福祉部局）連携の促進支援
- ▶ ネットワーク形成支援
 - ・ 居住支援法人や協議会構成員との連携支援
 - ・ 広域セミナー等の開催に関する企画支援
 - ・ 都道府県協議会の活性化に向けた助言・企画支援
- ▶ 制度整備・体制構築支援
 - ・ 地域の実情に即した体制構築に関する助言
 - ・ 他地域の先行事例や制度動向の情報提供

上記は、有識者の現地派遣（最大3回）を含む伴走支援の他、オンラインでの相談対応、スタートアップミーティング等の集合型の研修を組み合わせ柔軟に実施します。

4. 実施体制

本プロジェクトでは、有識者による企画検討委員会を設置し、採択団体の取り組み状況を把握しながら総合的に支援します。

◆伴走支援プロジェクト企画検討委員会 委員（五十音順 敬称略）

公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会 事業部 事業担当部長 入原 修一
一般社団法人熊本県賃貸住宅経営者協会 事務局次長 上田 浩之
特定非営利活動法人やどかりプラス 理事長 芝田 淳
大牟田市居住支援協議会 事務局長 牧嶋 誠吾

講演会等の講師は上記の委員に限らず、国土交通省や厚生労働省の他、先行自治体担当者等、採択団体が抱える課題に適した講師が派遣されます。

5. スケジュール

選定にあたっては、応募内容の詳細を把握するとともに、採択した場合の円滑な支援につなげるために伴走支援プロジェクト企画検討委員による事前ヒアリングを実施いたします。

また、採択決定後は、7月30日（水）のスタートアップミーティングにご参加いただきますので、応募の際はあらかじめスケジュールの確保をお願いいたします。

【応募・ヒアリング・採択】

項目	日程	備考
募集期間	5月20日（火）～6月13日（金）	
事前ヒアリング	6月2日（月）～6月27日（金）	・原則、現地を訪問し実施。 ・都道府県・市区町村協働部門は、都道府県と市区町村それぞれにヒアリングを実施。
採択通知	7月上旬	・メールにて通知。

【採択決定後のスケジュール】

項目	日程	備考
年間計画の作成	採択通知後～7月24日（木）	・採択団体ごとに詳細な年間計画を作成し、事務局に提出。
スタートアップミーティング	7月30日（水）午後	・全採択団体が東京に集合。 ・委員や先行自治体担当者との対話型研修を予定。
伴走支援の実施	8月上旬～2月上旬	・年間計画に基づいて現地支援（最大3回）等を実施。
中間振り返りシートの提出	11月10日（月）～11月28日（金）	・これまでの取り組みを振り返り今後の計画を再検討し提出。
全体報告会	3月中旬頃	・全採択団体が東京に集合。 ・年間の取り組み内容について各採択団体が発表し共有。

6. 応募に係る手続きと様式

【募集期間】

令和7年5月20日（火）～6月13日（金）18時必着

【提出書類】

部門名	必要な提出書類
①都道府県-市区町村協働部門	様式 A-①、様式 B、様式 C
②都道府県基盤整備部門	様式 A-②、様式 B

【応募時の留意事項】

本プロジェクトは「居住支援協議会設立の手引き（令和7年3月）」に基づいて実施されます。様式記入前に必ずご確認ください。

【提出方法】

応募用紙を下記提出先へ、電子メールにてご提出ください。

＜応募用紙の提出先・問い合わせ先＞

居住支援協議会伴走支援プロジェクト事務局：
一般財団法人高齢者住宅財団企画部企画課（担当：川原・金浜）
電子メール：kjk-bansou2025@koujuuzai.or.jp
電話番号：03-6870-2415

7. よくある質問（FAQ）

Q1：本プロジェクトでは、どのような成果が求められますか？

- ・必ずしも市区町村の居住支援協議会設立を成果としていません。採択団体が自ら地域の課題や支援ニーズを把握し、対応方針を検討しようとするプロセスを重視します。
- ・その結果、組織的に居住支援に取り組む体制が整い、伴走支援プロジェクト終了後も、継続的に活動が続くことを目指しています。

Q2：費用面での支援はありますか？

- ・講師の謝金や現地への旅費はすべて当方にて負担します。
- ・その他、スタートアップミーティング及び全体報告会の出席に出席する採択団体担当者の旅費については当方にて負担します（上限あり）。

Q3：様式 B、C の記載方法を教えてください。

- ・住民基本台帳や住宅・土地統計調査等の公的統計を参照する他、各種行政計画策定の際に実施している独自調査の結果等を記載していただいても問題ありません。
- ・庁内連携のきっかけを作るためにも、関係課に問い合わせて情報収集することを推奨します。

Q4：昨年、伴走支援プロジェクトの支援を受けた自治体の取組みについて知りたいです。

- ・下記ホームページにて、令和6年度伴走支援プロジェクトの全体報告会（令和6年3月21日開催）での報告資料と講演動画を公開しています。

https://www.koujuuzai.or.jp/researcher_record/tools/r6-presentation/